

## エネルギー自立地域創出支援事業補助金交付要綱

令和6年8月28日 6環政ゼ第141号制定

### (趣旨)

第1条 この要綱は、2050ゼロカーボンの達成に向け、エネルギー自立地域づくり計画募集要領に基づく県の認定を受けた市町村（地域）が、当該計画に基づき実施する再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの取組等に要する経費に対し予算の範囲内でエネルギー自立地域創出支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この交付要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) エネルギー自立地域

地域内のエネルギー（電力）消費量と同量以上の再生可能エネルギーが当該地域で生産され、これを実現するための取組が、地域の関与により地域経済の発展や住民福祉の向上にもつながる形で行われている地域をいう。

#### (2) エネルギー自立地域創出事業

第8条に定めるところにより市町村が作成したエネルギー自立地域創出事業計画（以下「事業計画」という。）に基づき実施される事業をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるもののうち、エネルギー自立地域創出事業として実施するものとし、その内容は別に定める。

#### (1) 再生可能エネルギー設備整備

- ア 再エネ発電設備
- イ 熱利用設備

#### (2) 省エネルギー等設備整備

- ア 建物の断熱化
- イ 設備等の省エネ化
- ウ 水素等利活用設備
- エ 電気自動車等の導入

#### (3) エネルギーの地消地産に向けた基盤整備等

#### (4) その他設備整備等

### (補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、市町村とする。

(補助金の交付期間)

第5条 この補助金を交付する期間は、補助金の交付を受けて、補助対象事業が実施される年度から概ね5年程度とする。

(交付限度額)

第6条 補助金の交付限度額は、事業計画において計画された補助対象事業ごとに算出された額(算出された額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。)の合計額又は1市町村あたり1億円のいずれか少ない額を超えないものとする。

(補助金の単年度交付額)

第7条 補助金の単年度ごとの交付額(以下「単年度交付額」という。)は、補助対象事業ごとに算出する補助基本額(各年度の出来高に事業区分に応じた補助率を乗じて算出された額(算出された額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。))をいう。以下同じ。)の合計を超えない範囲で県の予算の範囲内において定めるものとする。

(事業計画の提出等)

第8条 エネルギー自立地域づくり計画に係る県の認定を受け、エネルギー自立地域創出事業を実施しようとする市町村は、別に定めるところにより事業計画を作成し、所轄の地域振興局長を経由して知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、事業計画を変更する場合(軽微な変更を除く。)に準用する。

(交付申請)

第9条 事業計画を提出した市町村は、毎年度の補助金の交付申請において、エネルギー自立地域創出支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第10条 知事は、前条第1項のエネルギー自立地域創出支援事業補助金交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、市町村に通知するものとする。

(事前着手)

第11条 市町村は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、この限りでない。

- 2 市町村は、前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手しようとするときは、あらかじめエネルギー自立地域創出支援事業補助金交付決定前事業着手届出書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（補助対象事業の事業間調整）

第12条 この補助金の交付決定を受けた後、補助対象事業の実施に要する経費は、単年度交付額の範囲内で補助対象事業間において流用をすることができる。ただし、各補助対象事業の補助率を超えて補助金を充当することはできないものとする。

（変更交付申請）

第13条 市町村は、交付決定を受けた補助金について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめエネルギー自立地域創出支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）を知事あてに提出して行うものとする。

- （1）交付決定を受けた補助金額を増額しようとするとき
- （2）補助対象事業それぞれの事業費に20%以上の増減がある場合

- 2 第9条第2項の規定は、前項の変更交付申請の手続について準用する。

（変更の承認）

第14条 知事は、前条第1項のエネルギー自立地域創出支援事業補助金変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、変更すべきものと認めたときは、変更を承認し、変更承認通知書を市町村に送付するものとする。

- 2 前項の変更を承認する場合において、補助金の交付決定の額を変更する場合には、第10条の規定に準じて交付決定の内容を変更し、市町村に通知するものとする。

（交付の条件）

第15条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）市町村は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- （2）取得財産等のうち、規則第19条第1項第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産とする。
- （3）規則第19条第2項第2号に定める取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- （4）市町村は、知事の承認を受けないで、前号で定める期間を経過するまで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。
- （5）補助対象事業の完了によって市町村に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計

年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を市町村に納付させることができる。

(間接交付をする際に付すべき条件)

第 16 条 市町村は、間接補助金（補助金を財源として補助対象事業を実施する団体等に交付する給付金をいう）を交付するときは、交付要綱第 13 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 22 条及び第 27 条に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 規則その他の法令の定めによるほか、この交付要綱に定めるところによること。
- (2) 市町村から補助金の交付を受けて補助対象事業を実施する事業者等（以下「間接補助事業者」という。）は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 市町村は、間接補助事業者が補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 3 市町村は、間接補助事業者が第 1 項の規定により取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保等に供すること（以下「財産処分」という。）について承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。
- 4 市町村は、前項の規定により間接補助事業者から納付を受けた額の県補助金相当額を県に納付しなければならない。
- 5 市町村は、間接補助金を交付した場合において、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の県補助金相当額を県に返還しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第 17 条 補助金の交付の決定があった後、事情の変更等により、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、エネルギー自立地域創出支援事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）を知事に提出して承認を受けなければならない。

(補助事業の完了予定期日の変更)

第 18 条 補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、知事あてにエネルギー自立地域創出支援事業補助金完了予定期日変更報告書（様式第 5 号）を提出し、その旨を報告するものとする。

(繰越承認申請)

第 19 条 市町村は、補助事業が交付決定日の属する年度内に完了しないときは、当該年度の 12 月 27 日までに、エネルギー自立地域創出支援事業補助金繰越承認申請書（様式第 6 号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、補助事業の翌年度への繰越しの可否を決定し、その結果を市町村に通知するものとする。

(実績報告)

第 20 条 市町村は、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までにエネルギー自立地域創出支援事業補助金事業実績報告書(様式第 7 号)を知事あてに提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、当該会計年度の翌年度の 4 月 30 日までにエネルギー自立地域創出支援事業補助金年度終了実績報告書(様式第 8 号)を知事あてに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 21 条 知事は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第 17 条に基づく中止又は廃止の承認をした場合は、その承認された内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、市町村に通知するものとする。

2 知事は、市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内(ただし、補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ 20 日以内の期限により難しい場合には、返還の命令の日から 90 日以内で知事の定める日以内とすることができる。)とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 22 条 補助金は、前条により交付すべき補助金の額を確定した後、支払うものとする。ただし、知事が必要と認める場合には、補助金交付決定額の範囲内において補助金を概算払することができる。

2 市町村は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、エネルギー自立地域創出支援事業補助金精算(概算)払請求書(様式第 9 号)を知事あてに提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 23 条 知事は、補助事業の全部又は一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第 6 号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 規則第 9 条の規定に違反して補助金を他の用途に使用したとき

(3) 第 15 条第 4 号の規定に違反して知事の承認を受けずに補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき

(4) 正当な事由がなく規則第 20 条の規定による報告をせず、又は調査を拒んだため、補助事

業の内容が確認できないとき

- (5) 前各号のほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき、又は知事の指示に従わなかったとき
  - (6) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合
- 2 知事は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
  - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合であって、規則第 15 条第 1 項の規定又は法令若しくは条例の規定による取消しである場合には、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
  - 4 第 2 項に基づく交付金の返還については、第 21 条第 3 項の規定を準用する。

(監督等)

- 第 24 条 知事は市町村に対し、市町村の長は間接補助事業者に対し、それぞれ施行する補助対象事業に関し、交付金の目的達成のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する補助対象事業の促進を図るため、必要な指導、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 知事は市町村に対し、市町村の長は市町村が補助する間接補助事業者に対し、それぞれ施行する補助対象事業について、補助金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その補助対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第 25 条 市町村は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、エネルギー自立地域創出支援事業補助金消費税等仕入控除税額報告書（様式第 10 号）により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

- 第 26 条 市町村は、財産処分を行うときは、あらかじめ知事にエネルギー自立地域創出支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第 11 号）を提出し、承認を得なければならない。
- 2 市町村は、知事が前項の承認と併せて補助金の全部又は一部について返還を請求したときは、請求に応じ補助金を返還しなければならない。

(関係書類の保管)

- 第 27 条 市町村は、この補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌

年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第15条第3号で定める期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(その他)

第28条 市町村は、交付要綱に疑義が生じたとき、交付要綱により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱に記載のない細部については、知事に速やかに報告し、その指示を受けるものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月28日から施行する。